

名古屋市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月7日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第9号

名古屋市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

名古屋市特定非営利活動促進法施行細則（平成24年名古屋市規則第78号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改める。

第24条中「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。